小田原市いじめ防止基本方針の改定素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いじめ防止基本方針(改定素案)
政策等の案の公表の日	平成29年12月15日(金)
意見提出期間	平成29年12月15日(金)から平成30年1月15
	日(月)まで(郵送の場合は、当日消印有効)
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)		4件(2人)
	インターネット	1人
	ファクシミリ	0人
	郵送	0人
	直接持参	1 人
無効な意見提出		0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のと おりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、反映したもの	0
В	意見の趣旨が、既に反映されているもの	0
С	今後の検討のために参考とするもの	4
D	その他(質問など)	0

〈具体的な内容〉

(1) 小田原市いじめ防止基本方針の内容に関すること(4件)

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	幼少期より他の子に配慮した会話の仕方ができるようになってほしいと願っています。そのためにも想定しないカテゴリーの方を排除しないような異文化や他世代が交流できる場を幼少期にもつ重要性を再度考え直してほしいです。	С	ご指摘のとおり、いじめの未然防止に向けては、4(1)5つ目の○にあるように、 幼児期の教育についても重要であると捉えています。今後の取組の参考とさせていただきます。
2	実効性のあるいじめ対策チームにするための研修 事件が発生する度に、担任や顧問教諭がと情報を生する事無く、判明します。まままが、担任や顧問教諭ののいじめますにきた事が対応のままが、担任や顧問教諭の対応します。ままままで、担任や顧問教諭の対応できずにきた事が対応した。は、対策チー児のの対策がは無いではが無ければ、かえって問題をしたがは無いでは無くのいじめい。ののでは、からは、中間では、からは、中間では、からは、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間で	C	教職員の研修については、(2)いじめの 早期発見のための措置の4つ目の○に挙げ ていますが、ご指摘のとおり、教職員が、 児童・生徒指導上の問題に対する認識を深 め、指導力を高めることは重要であると捉 えています。今後の取組の参考とさせてい ただきます。

	③事実(実態)に即した実効性のあるい		
	じめ対策をする為には、過去の事例に学		
	ぶ事が大切です。		
	④被害者・遺族の話を聞く機会や、事例		
	検討、第三者委員会作成の調査報告書を		
	研修に生かして下さい。		
	隠蔽が出来ないシステムづくり	С	重大事態への対処につきましては、14ペー
	過去の事例に学び、これ以上、隠蔽が出		ジにありますように、国の基本方針及び「い
	来ないシステムづくりをしてください。		じめの重大事態の調査に関するガイドライ
	①事案発生直後の全校生徒と全教職員ア		ン(平成29年3月文部科学省)により適正
	ンケートの実施		に対応します。ご指摘のとおり、アンケート
	②いじめが疑われる自殺事案で、直後の		の実施方法や、被害者や遺族との情報共有や
	児童生徒へのアンケート調査		意見の尊重については、今後の取組の参考と
	が事実調査に極めて有効である事は、大		させていただきます。
	津事件をはじめとする多くの事例で既に		
	実証されています。		
	③繰り返し要望してきた事実が上がって		
	くるような内容のアンケート調査を事案		
	発生後出きるだけ日以内に無記名もしく		
3	は記名選択式で確実に実施してくだい。		
	(原文のまま記載)		
	④被害者、遺族との情報の共有と意見の		
	尊重		
	⑤隠蔽を阻止し、被害者・遺族の尊厳を		
	守る為にも、学校や教育委員会が持つ情		
	報を被害者・遺族と共有して下さい。調		
	査方法についても、この問題に誰より切		
	実な思いを抱き、厳しい審査の目を持		
	つ、被害者・遺族の意見を積極的に取り		
	入れて下さい。		
	⑥衆議院・参議院の付帯決議に書かれて		
	いることこそが、被害者・遺族にとって		
	は、最も重要です。拘束力を持つ条文		

に、是非、入れて下さい。

いじめ自殺などの重大事態発生後に第三 者調査委員会を立ち上げる場合の初動調 査の重要性

第三者による調査委員会を機能させ、 真実に近付くために何より大切なのは、 重大事案発生直後(自殺や事件事故の発 生後可能であれば3日以内)に、学校が 行う初動の調査です。

4

- ・その初動調査内容が、今後立ち上がる 第三者委員会の調査活動の基本となるた め、必要不可欠だからです。
- ・我が子の身に起きた事実は親に知る権利があるにも関わらず、調査から分かった事実を、個人情報保護を盾に家族に伝えず、隠蔽してしまう学校がたいへん多いからです。

C 重大事態発生時の対応については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)により適正に対応します。今後の取組の参考とさせていただきます。